

蒲郡市地域子育て相談機関設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の3第1項の規定に基づき、蒲郡市地域子育て相談機関（以下「機関」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 機関の実施主体は、蒲郡市とする。ただし、市長は、事業を適切に実施することができる者と認められる者に委託することができる。

(設置)

第3条 機関は、子育て世帯及びこどもに身近な場所で日常的に利用することができ、かつ、相談機能を有する施設として市長が別に定める施設に置く。

(利用対象者)

第4条 機関の利用対象者は、蒲郡市に住所を有する全ての妊産婦及びこども並びにその家庭等とする。

(業務内容)

第5条 機関の業務内容は、次に掲げる業務とする。

- (1) 相談支援に関する業務
- (2) 子育て世帯に対する情報発信に関する業務
- (3) 子育て世帯とつながる工夫に関する業務
- (4) 関係機関との連携に関する業務

(職員の配置)

第6条 機関は、保育士等の必要な専門職員を配置する。

(関係機関との連携)

第7条 機関は、業務の適切な遂行を図るため、こども家庭センターとの連絡調整及び関係機関等との情報共有を行う等緊密な連携を図るものとする。

(守秘義務)

第8条 機関に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。